

# 「足場の点検」安衛則改正に伴う関連商品

## 足場の点検時、点検者の指名が義務付けられました

—— 令和5年厚生労働省令22号（安衛則の一部改正）が10月1日より施行 ——

安衛則の一部改正に合わせて、※「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」も改正されました。（令和5年3月14日 基安発0314第2号）

### 足場の点検推進標識

## 足場の点検実施事項

（悪天候・中震以上の地震・足場の組立て・変更時等）

1. 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態。
2. 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態。
3. 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態。
4. 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無。
5. 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無。
6. 脚部の沈下及び滑動の状態。
7. 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無。
8. 建地、布及び腕木の損傷の有無。
9. 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能。

※ 点検表を作成の上、点検者を指名して点検を行い、その氏名と点検の結果・補修等の記録を保存すること。

点検者氏名	事業者 (足場設置業者等)	
	注文者	

（足場の作業開始前点検も事前に点検者を指名して必ず行うこと）

※「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」では足場の安全点検の確実な実施として、

・足場等の点検に当たっては、別添資料に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に、使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づいて実施すること。

・チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。

・点検を確実に実施するための具体的な内容を、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

とされています。

### 足場の点検者に係わるヘルメット用ステッカー



813

30×70/PET（銀地）ステッカー

### 足場の点検者に係わる腕章



731-A 90×390/ヘリア製合成皮革（1mm厚）

●安全ピン・ヒモ付

ヘリアとは、ドイツ・カールフロデンベルク社との技術提携により国内生産された合成皮革製品で、摩擦・引っかき等に十分な強度を備えたレザー調の素材です。